

## ま え が き

我が国では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や原子力発電所事故を契機に、エネルギーに関する国民の意識の高まり、政府におけるエネルギー政策等の見直しの動きが進む中、平成23年6月に、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律が環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律として改正されました。この中では、これまで進めてきた環境保全活動、環境教育を一層推進するため、幅広い実践的人材づくりと活用に力点をおくこととし、都道府県に対し、環境教育・協働取組推進等行動計画の作成に努めるよう規定しました。これを受け、県は、平成17年2月に策定した山形県環境教育推進方針を見直し、山形県環境教育行動計画を平成25年3月に策定しました。この行動計画では、環境教育を通して目指す理想的な人間像として、地域とともに生き、山形を深く愛する心を持つ「山形愛の人」を掲げています。そしてこれを実現するため、学校、家庭、地域等における環境教育の推進を図り、再生可能エネルギーの導入や水資源・森林の保全、自然環境の保全と活用する視点など新たな施策に対応した取組みの必要性が盛り込まれたところです。

県教育委員会では、この行動計画を踏まえて、学校における環境教育実践のための学習や取組等々の在り方を示すため、平成19年3月に作成した山形県環境教育指針を見直し、新たな指針を策定したところです。新たな指針では、環境教育のねらいを「持続可能な社会を担う人材の育成」におき、学校が家庭、地域、事業者、NPOなどの市民団体、専門機関等と協働して環境教育に取り組みやすくするために、環境学習プログラム例や環境学習教材などの資料を提示し、授業実践の手助けとなる内容にしています。

変化の激しい社会を主体的に生き抜くためには、知徳体がバランスよく調和し、それらを活かし、自立した人間として社会の発展に貢献する総合的な力としての「人間力」が求められます。郷土を愛し、様々な形で地域とつながり、広い視野と高い志を持ち、夢や希望を持ってその実現に向けて行動できる「人づくり」のために、学校や家庭、地域における環境教育が充実することを期待しております。

最後に、この指針を作成するにあたって、幅広い視野と深い思索に基づいた提言を賜りました、今村哲史委員長をはじめとする山形県環境教育推進専門委員会の委員の皆様へ深く感謝申し上げます。

平成26年3月

山形県教育委員会  
教育長 菅野 滋

## 作成にあたって

環境問題は、我々人間が生きていく上で避けては通れない大きな問題の一つであり、この問題の解決を目指した環境教育は一層重要となっています。我が国では、平成15年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定し、「持続可能な社会の創造」のための教育を推進してきました。学校教育においても、環境教育の重要性を認識し、これまで環境保全に関する様々な活動を展開してきました。近年の環境に関する問題の解決では、環境・経済・エネルギーの3つの視点が、欠かすことのできない重要な要素であり、これら全てを存立させるためにトリレンマ状態を生み出しています。また、平成23年3月11日の東日本大震災を境として、さらなる防災への取り組みのほか、エネルギー問題へ取り組みが急務となり、複雑な現実と将来を見据えた賢い意思決定や問題解決が必要となっています。よって、今後の環境教育では、こうした複雑な問題解決をめざした教育として、量的ばかりでなく質的な転換を図り、持続可能な社会を提案していくための計画と実践が必要となっています。

平成23年6月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」として一部改正され、山形県でも、平成25年3月に「山形県環境教育行動計画」が策定されました。そこで、この国及び山形県の環境教育のより一層の推進に呼応して、『山形県環境教育指針』（平成19年3月改訂）の改訂を行うこととなりました。今回の改訂では、環境教育のねらいが「人材育成」であることを確認した上で、各学校での環境教育の計画と実践に役立つように配慮しました。具体的には、めざす児童生徒像を示し、環境教育を進めるにあたっての学習や取り組みの在り方、そして計画づくりのポイントを示しています。特に、『学習内容の達成目標と「つきたい力」の関係』については、これまでのものを加筆修正し、学習指導における具体的な目標と評価の指標として、授業づくりに役立ててもらえるようにしました。また、山形県内の環境関連施設、民間及びNPO団体との連携についても情報を増やし、学校と地域が連携して環境教育に取り組めるようにも配慮しました。さらに資料として、中学校における「環境教育全体計画」や小学校における「環境学習プログラムの事例」等を追加し、各学校における環境教育プログラムの作成と実践が一層進展するように配慮しました。

山形県は、山、川、海と自然環境に恵まれています。こうした山形県の地域の特性を生かした環境教育を実践し、将来の市民となる子どもたちの諸能力の育成を図ることが大切であると考えます。

本指針が、各学校及び教育関係者等を中心に、持続可能な社会の実現に寄与できる市民や子どもたちの育成を目指して、環境教育の具体的実践のための基本的資料として活用されることを期待します。

平成26年3月

山形県環境教育推進専門委員会  
委員長 今村 哲史